

家庭内別居での熟年離婚が認められた事例

離婚

事案の概要

40代 女性 パート主婦

相談者は、夫と結婚後2人の子宝に恵まれ、子ども達はすでに成人していました。

結婚生活30年を迎えようとしているところでありましたが、ここ10年くらいは、相談者としては夫に対する気持ちは完全に冷め切った状態にありました。

さらにここ数年は、夫が営む事業の不振のため生活費をほとんど支給されることがなくなり、相談者の生活も困難な状況にありました。

相談者としてはこのような夫とは一日も早く離婚したいと考えるようになり、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

担当弁護士は相談者の代理人として相手方と協議離婚の交渉を行いました。相手方は離婚に応じようとしなかったため、家庭裁判所に離婚調停を申し立てました。

離婚調停にて、数回の話し合いの場を持ったものの、相手方の離婚しないという意思が強く、調停は不調に終わりました。

そこで担当弁護士は、すぐに離婚裁判を提起したところ、離婚が認容される判決を得ることが出来、夫との離婚を認める勝訴判決を得ることが出来ました。

また、相談者が夫と同居してきた自宅は、相談者が自身の両親から贈与を受けた相談者の特有財産であり、離婚後は夫に出て行ってもらいたいという希望があったところ、担当弁護士が離婚判決後相手方と交渉の末、夫が退去することとなりました。

担当弁護士からひとこと

家庭内別居は通常の別居と異なり、裁判において離婚事由と認められにくいところ、ここ数年、生活費を入れてもらえていない事情や、離婚の話し合いでの夫の粗暴な言動等を、裁判において担当弁護士が適切に裁判官にアピールしたことで、婚姻を継続しがたい事情を裁判官に認定してもらうことが出来、勝訴判決につながりました。

モラハラ夫との離婚・親権獲得

離婚

事案の概要

30代 女性 会社員

相談者は、夫と結婚後ほどなくして、2人の子宝に恵まれました。しかし、夫の親による夫婦生活への過干渉に対して、夫は相談者をかばってくれず、夫自身も相談者に対していわゆる**モラハラ発言**を繰り返すようになりました。

相談者は一刻も早く離婚をしたいということで担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てました。

幼い子ども達の**親権**について、夫も激しく親権を主張しましたが、最終的には**面会交流**を実施する代わりに相談者が親権を取得することで合意に至りました。

また、適正額の**養育費**を夫から支払ってもらえることで合意に至りました。

担当弁護士からひとこと

当初から**親権を獲得**した上で、離婚を認めてもらうことが至上命題となる事案でした。

やむなく自宅に置き手紙を書き残して夫に離婚したい事情を伝えたくて、子ども達を連れて家を出るというアドバイスをを行うことで、**監護の実績**を作ることとしました。そのうえで調停を申立てることで親権の獲得に有利な事情を作ることができました。

価値観の違う妻との離婚

離婚

事案の概要

30代 男性 会社員

相談者は、妻と結婚後ほどなくして、子宝に恵まれました。

しかし、子育ての方針の違いや、家事を十分にしてくれないといった妻の態度に嫌気が差し、妻に対する愛情を失ってしまいました。

相談者は一刻も早く離婚をしたいということで担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

協議離婚での相手方弁護士との交渉がまとまらなかったため、やむなく担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てました。

当方は、親権の取得を望んでおらず、とにかく早く妻と離婚したいということが希望でしたので、親権を取得しないこと、**養育費**などの金銭条件についても、相場の基準を上回る金額を提案することで、早期の離婚をしてもらえるよう提案を行いました。

結果的に調停申立から半年足らずで、相談者の希望通り離婚が成立しました。

担当弁護士からひとこと

基本的には、法的な離婚原因（民法770条1項）を主張しづらいケースであったため、裁判になる前の協議・あるいは調停段階で、相手方に離婚に合意してもらうほかないケースでした。

まずは、相談者に別居することをアドバイスし、**婚姻を継続しがたい事情**を作ることから始めました。そのうえで基本的に**婚姻費用（生活費）・養育費**などは、相場の基準を上回る提示を行うことで、相手方に早期の離婚に応じてもらったほうが相手方にとっても得であることを意識した提案を行いました。

退職を控えたモラハラ夫との熟年離婚

離婚

事案の概要

60代 女性 専業主婦

相談者は夫と30年以上夫婦生活を続けてきました。

夫は、亭主関白で、これまで家事全般について一切手伝ってくれたことはありませんでした。それどころか料理についても気に入らないものが出るとお酒を飲んで相談者を怒鳴り散らすこともしょっちゅうでしたが、これまでずっと相談者は耐えてきました。

しかし、夫が退職を間近に控え、このまま夫と昼夜生活を共にすることは我慢できないと考え、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

協議離婚の交渉では、相手方に弁護士がついておらず、担当弁護士が直接相手方と交渉することになりました。しかし相手方はお酒を飲んでいるためか感情的な話ばかりをするため話が前に進みませんでした。

やむなく担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てたところ相手方にも弁護士が就任しました。

財産分与となるべき預貯金はめぼしいものはなく、相手方が退職に際して支給された退職金の半分以上を財産分与として支給してもらうよう交渉しました。

最終的には退職金の半額に近い**1000万円超の財産分与**を取得し、離婚調停が成立しました。

担当弁護士からひとこと

協議離婚の交渉の時点で、相手方は家を出て行きましたので、相談者にとってのストレスの大部分は解消されていました。

そこで、最悪離婚しなくてもいいということも頭に入れて、速やかに**婚姻費用(生活費)の分担調停**の申立を家庭裁判所に行いました。この申立により、適正額の生活費が夫から支払われることになりました。相談者は腰を落ち着かせて、適正な財産分与が給付されるよう交渉を続けることができました。

05 離婚解決事例

CASE
05

不倫をした妻と離婚をし、幼い子どもの親権を夫が獲得したケース

離婚

事案の概要

30代 男性 公務員

相談者は社内恋愛の末、結婚をし、妻との間には子どもにも恵まれ、幸せな生活を送っていました。

マイホームを建てようと検討していた矢先、妻の帰りが最近いつもより遅くなったことなどに不審を抱いた相談者は、妻の携帯電話のメールをこっそりみたところ、妻が職場の上司と不倫していることが発覚しました。

幸せな家庭を壊した不倫相手へきっちり慰謝料を請求したいが、妻と離婚した場合に果たして子どもの親権を夫側が獲得できるのか、不安になった相談者は、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

まずは、不倫相手へ慰謝料請求を行ったものの、金額面での開きが大きく、慰謝料を請求する裁判を提起することとなりました。

メールのやりとりなど、不倫をしていたことが明白である証拠があることを前提に、尋問を行うまでもなく、不倫をしていたことが裁判では認定され、**165万円の慰謝料**が認定され、**勝訴**しました。

他方で妻との間では、幼い幼児の親権をどちらが取得するかについては、妻側も一歩も譲歩しなかったため、離婚調停を申し立てました。

離婚調停でも、親権の取得が争点となりましたが、妻側も親権を譲らず、離婚調停は不成立となりました。

離婚裁判を提起することとなり、夫である依頼者側がすでに子どもと1年以上同居しており、監護状況には何らの問題もないことなどを強く主張しました。

最終的には妻側が譲歩する形で、相談者が親権を取得することで、裁判上の和解による解決を図りました。親権の獲得と合わせて、両者の収入を前提に、相場となる養育費を妻には支払ってもらうことで合意しました。

担当弁護士からひとこと

不倫相手との慰謝料裁判においては、**不倫（肉体関係）を示す証拠メールのやりとり**を相談者が入手していることが決め手になりました。

強気の姿勢を示したことで、裁判でも相手方は不倫があったことは争ってくることはありませんでした。

妻との離婚においては**親権の獲得**がこそが何よりの最終目標でした。

妻側に対しては、**手厚い面会交流を認めること**で、妻側からの子どもの引き渡しの要求を遮断することができました。

裁判が長引く中、結果的に相談者である夫側の**監護の実績**を積んでいくことができました。

離婚裁判を提起した段階ではすでに依頼者は子どもと1年以上同居しており、判決になったとしても親権の獲得が確ほぼ実なものとなりました。

妻の異常な行動により別居，裁判上の和解により離婚成立に至ったケース

離婚

事案の概要

50代 男性 会社員

相談者は、結婚当初から性格の不一致によりちぐはぐな生活を送っていましたが、妻が相談者の行動を監視するようになり精神的に追い込まれました。そして、妻は、女性との関係を疑い、包丁をもって脅すなどの行動に出たため、相談者は恐怖を感じて妻と別居しました。

相談者は、妻と別居後、離婚について協議しようとしたのですが、妻からは中傷メールが送られてきたため、当事者での協議は困難であると考えて、妻に対する離婚請求を弁護士に相談することになりました。

解決結果

まずは、離婚調停を申し立てましたが、妻が出廷せずに不成立となり、すぐに離婚裁判を提起することになりました。

妻は、相談者の女性関係を疑い、「有責配偶者からの離婚請求だから認められない」などと主張しましたが、証拠が乏しく、別居期間が3年以上にわたっており、婚姻関係の破綻は明らかでした。

そこで、財産分与や解決金などの金銭条件について、相談者に大きな負担がない程度の条件を相談者側から妻に提示したところ、妻もこれに同意したことから、和解によって離婚成立となりました。

担当弁護士からひとこと

妻が有責配偶者からの離婚請求だと争っていましたが、**裁判では本人尋問などの手続きも予想**され、**長期に及ぶ可能性**がありました。

相談者にとって、尋問は精神的に大きな負担でしたし、裁判の途中で妻から婚姻費用分担請求があったため、離婚成立までは**婚姻費用の支払い**が続くなど金銭的な負担もありました。

そこで、出来るだけ早期に解決することを重要視し、婚姻関係の破綻をしっかり主張した上で、財産分与において妻にある程度有利な条件を提示し、**和解を申し入**れました。

結果、妻も和解を受け入れ、離婚成立に至りました。

別居後1か月での協議離婚ができた事例

離婚

事案の概要

40代 男性 会社員

相談者は仕事の取引先で知り合った女性と意気投合し、結婚しました。

しかし、同居生活開始後、**性格の不一致**などから両者は次第に不仲となり相談者は家を出て、妻と**別居**しました。

妻の方が交渉上手で、当事者だけの話し合いではうまくいきそうにないと不安を感じた相談者は、今後どのように離婚の手続きを進めればいいのか不安になり、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

相談者の希望は早期の離婚成立でした。

そして、そのためには相談者名義で契約している自宅に暮らしている妻を退去させることがまずは必要でした。

相手方の妻に対して、当職が受任した旨のお手紙（内容証明郵便）を送付し、妻との交渉を開始しました。

専業主婦であった妻には、自宅から退去しようにも新たに転居先を見つけるために必要な手元資金がないという事情もあったため、**相当額の引っ越し費用を提案することで、妻の理解を得ました。**

離婚協議書を取り交わし、着手後1月後には、自宅からの退去および離婚届の成立を完了することができました。

担当弁護士からひとこと

腰を据えてじっくりと法的主張を行うことで構わないのであれば離婚調停の申立を検討してもいい事案でした。

ただ、妻が専業主婦であり、相談者の年収が比較的高額だったため、離婚までの

期間が長引けば長引くほど、**離婚までの婚姻費用（生活費）**の持ち出しが膨らんでいくという事情もありました。

また、ご依頼頂いた時点では、法的な離婚事由（裁判で強制的に離婚を認めてもらえそうな事情）があるとはいいきれない事案でした。

もし離婚調停を申し立てた場合、その後の離婚裁判までを考慮すれば1年以上時間を要する可能性がありました。

上記事情を相談者にご説明し、早期の離婚を実現するには、**協議離婚の交渉を行ったうえで妻から離婚の同意を取り付けるべき事、そのためには相手方の現状も踏まえて相応の解決金（転居費用）を提案する必要があること**を理解していただきました。

そしてなんとか受任後1か月程度での離婚合意を得ることができました。

有責配偶者からの離婚が早期に認められた事例

離婚

事案の概要

30代 女性 会社員

相談者は夫がいる立場でありながら、同僚と不貞行為を行い、これが夫に発覚してしまいました。

夫とは早期に離婚したいと考えているさなか、夫からは相談者と不倫相手に多額の慰謝料を請求されてしまいました。

どうしたらよいかということで相談にお越しになりました。

解決結果

夫に対して、別居以降の生活費の支払を求めました。

別居から相当程度の月日が経っており、これまでの未払生活費（婚姻費用）が多額にのぼっておりましたので、離婚に至るまで今後の生活費を支払って欲しい旨、書面で毅然と要求しました。

結果的に、慰謝料と未払い生活費を相殺するような形で、夫に対する慰謝料を減額し、加えて協議離婚を認めさせることができました。

担当弁護士からひとこと

仮に訴訟になった場合には、有責配偶者からの離婚請求ということで、簡単には離婚が認められないという見通しでした。

夫の年収が比較的高く、相談者には離婚後相当期間経過しているにもかかわらず生活費が未払いであるという点を意識し、相手方に対して未払い分と離婚に至るまでの生活費を要求しました。

交渉が決裂することも踏まえて、直ちに生活費（婚姻費用）を求める調停を申し立ててプレッシャーを掛けたことが功を奏しました。

子どもがいない若い夫婦の調停離婚

男女トラブル

事案の概要

30代 女性 会社員

夫の酒癖の悪さから、夫婦仲が悪化し、依頼者は別居していました。夫からは早期の離婚を強く要求され、どうしたらいいかわからず相談に来ました。

解決結果

夫に対して、別居以降の生活費を求める調停を申立て、月額8万円の生活費が支払われるようになりました。

夫婦には子どもがおらず、依頼者は実家で生活していたため、これで安定した生活を送ることが可能となりました。夫の預貯金は500万円程度、依頼者の貯金はほぼ無いという状況でした。そして2回目の離婚調停で、400万円を一括で支払ってもらうという内容での離婚が成立しました。

担当弁護士からひとこと

生活費を求める調停（婚姻費用分担調停）をすぐに申し立てたことで、これまで支払われていなかった生活費をもらえるようになりました。依頼者としては急いで離婚しなくてもいいというスタンスをとることができたことで、早期の離婚を強く希望する夫から財産分与の相当額を上回る金員の提示を引き出すことができました。

夫からの離婚請求，調停と裁判を経て，裁判上の和解により離婚成立に至ったケース

離婚

事案の概要

40代 女性 無職

相談者は，夫からの離婚請求に対して，離婚原因がないとして争っていました。夫は調停が不成立となると離婚訴訟を提起しました。訴訟提起時点で別居期間は2年半，その後，裁判期日が重ねられていきました。

相談者は，裁判途中で弁護士を交代することになり，当事務所に相談に来られました。

解決結果

既に裁判では事実関係については主張が尽されており，代理人として訴訟活動をはじめた時点で，別居期間は4年近くに及んでいました。婚姻費用がきちんと支払われていたために離婚に対しては消極的ではありましたが，「婚姻関係が破綻している」との認定が裁判所から出される可能性はありました。

そこで，ある程度有利な条件で裁判上の和解ができないか検討しました。そして，最終的には，相談者の所得をゼロとする養育費の金額，終期を大学卒業（六年制大学に進学した場合も含む）までとすること，大学進学時の入学金や授業料は折半とすること等を含んだ内容で和解に至ることができました。

担当弁護士からひとこと

明らかな離婚原因がない場合，離婚請求は長期に及ぶ可能性があります。

夫からの請求に対しては，婚姻費用がしっかりと支払われている場合には，離婚を先送りにする傾向も多くみられます。

とはいえ，裁判で判決が出される場合には，養育費や教育費についての細かい取り決めは当然できません。したがって，相談者の希望を察知して，流れを見極めた和解の申し入れが効果的になるのです。

夫からの離婚請求，調停と裁判を経て，裁判上の和解により離婚成立に至ったケース

離婚

事案の概要

40代 女性 無職

相談者は、夫からの離婚請求に対して、離婚原因がないとして争っていました。夫は調停が不成立となると離婚訴訟を提起しました。訴訟提起時点で別居期間は2年半、その後、裁判期日が重ねられていきました。

相談者は、裁判途中で弁護士を交代することになり、当事務所に相談に来られました。

解決結果

既に裁判では事実関係については主張が尽されており、代理人として訴訟活動をはじめた時点で、別居期間は4年近くに及んでいました。婚姻費用がきちんと支払われていたために離婚に対しては消極的ではありましたが、「婚姻関係が破綻している」との認定が裁判所から出される可能性はありました。

そこで、ある程度有利な条件で裁判上の和解ができないか検討しました。そして、最終的には、相談者の所得をゼロとする養育費の金額、終期を大学卒業（六年制大学に進学した場合も含む）までとすること、大学進学時の入学金や授業料は折半とすること等を含んだ内容で和解に至ることができました。

担当弁護士からひとこと

明らかな離婚原因がない場合、離婚請求は長期に及ぶ可能性があります。

夫からの請求に対しては、婚姻費用がしっかりと支払われている場合には、離婚を先送りにする傾向も多くみられます。

とはいえ、裁判で判決が出される場合には、養育費や教育費についての細かい取り決めは当然できません。したがって、相談者の希望を察知して、流れを見極めた和解の申し入れが効果的になるのです。

2度に亘って不倫をした妻との離婚請求

離婚

事案の概要

40代 男性 会社員

妻の不倫が発覚し一度は別居したものの、再び同居してやり直すこととしました。しかし間もなく、妻が新たに別の男性と不倫していることが発覚。さすがに今度はばかりは離婚を決意し、相談に來られました。

解決結果

妻だけではなく不倫相手に対しても慰謝料請求を行い、最終的には裁判で150万円程度の賠償金を認めてもらいました。

他方、妻との間では別途離婚調停を申立て、離婚が成立しました。

担当弁護士からひとこと

一度離婚を前提に別居していた上での再度の不倫行為であったため、相手方弁護士からは婚姻関係が破綻した後の不貞行為であるから慰謝料を支払う必要がないとの反論が主張されました。

別居後、事情により再び同居した夫婦について、保護されるべき婚姻関係が維持されているかどうかという、どちらに転んでもおかしくない事案でしたが、なんとか勝訴判決を得ることが出来ました。